

## 韓国知的財産ニュース 2015 年 6 月前期

(No. 296)

発行年月日：2015 年 6 月 16 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★目次★★★

このニュースは、6 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

※今号はありません。

#### 関係機関の動き

- 2-1 特許庁、知識財産金融の活性化に向け、民間発明評価機関を発掘(2015. 6. 1.)
- 2-2 特許庁、スポーツ産業の技術競争力強化に向け文体部と MOU 締結(2015. 6. 3.)
- 2-3 特許庁、青少年向け知識財産保護教育を実施(2015. 6. 5.)
- 2-4 特許庁、中小企業を対象に「知識財産経営診断事業」実施(2015. 6. 8.)
- 2-5 特許庁、医薬品産業における人材育成に向け大学薬学部と協力(2015. 6. 12.)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

※今号はありません。

#### デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 特許庁・関税庁、韓国ブランドの保護に向け海外税関と協力(2015. 6. 3.)
- 4-2 「中韓 FTA 時代」中国の商標が押し寄せてくる(2015. 6. 11.)

#### その他一般

- 5-1 マイクログリッドに関する特許出願が急増(2015. 6. 2.)
- 5-2 素形材産業の溶接分野、特許の国際標準化で市場開拓(2015. 6. 2.)
- 5-3 韓国の知財権保護順位、大幅上昇(2015. 6. 8.)
- 5-4 サムスン、中小・ベンチャー企業に特許 3 万 8 千件開放(2015. 6. 9.)
- 5-5 雨水管理技術・海水淡水化技術に関する特許出願が急増(2015. 6. 9.)

## 法律、制度関連

※今号はありません。

## 関係機関の動き

### 2-1 特許庁、知識財産金融の活性化に向け、民間発明評価機関を発掘

韓国特許庁(2015. 6. 1.)

特許庁は、知識財産(IP)金融の活性化に伴って増加する知識財産価値評価への需要に効率的に対応するとともに、信頼性及び品質の高い評価サービスを提供するために「発明振興法第28条」に基づき発明評価機関2カ所を新たに指定・告示した。

発明評価機関はIPの技術性及び事業性を評価する専門機関であり、評価結果は現物出資、技術認証、技術取引及びIP金融等による資金調達手段として活用される。2015年5月時点で計10カ所の評価機関が指定されており、今回初めて民間評価機関2カ所が指定されることによって合わせて12カ所の評価機関が知識財産価値評価を担うことになる。

これまでは、韓国発明振興会及び技術保証基金がIP価値評価を行うことで初期IP金融の定着に貢献してきたが、IP金融の量的・質的拡大に伴い、金融界からIP価値評価の民間拡大による価値評価機関の多様化に対する要望が上がってきた。これを受け、特許庁はこうしたニーズに応え、特許法人多来と(株)WIPSを新たな発明評価機関に指定した。

特許庁は、今回の追加指定を通じてIP金融の活性化に伴うIP価値評価の需要に対応するだけでなく、評価機関間での競争を促すことでIP価値評価品質の向上にもつながると期待している。

特許庁のキム・ジョンギョン産業財産活用課長は「信頼性及び品質の高いIP価値評価はIP金融活性化に欠かせない条件であり、今後も引き続き、競争力のある民間評価機関を発掘していきたい」と述べた。

## 2-2 特許庁、スポーツ産業の技術競争力強化に向け文体部と MOU 締結

韓国特許庁(2015. 6. 3.)

文化体育観光部と特許庁は、6月4日午後3時、韓国知識財産センター国際会議室にてスポーツ産業分野における知識財産権の創出、活用、保護、事業化支援などの内容が盛り込まれた「スポーツ産業の技術発展及び国際競争力強化に向けた相互協力了解覚書(MOU)」を締結する。

スポーツ産業分野は、政府のスポーツ育成政策に支えられ大きく成長している。特にスポーツ用品分野では情報技術との融合を通じて新たな市場が生まれているが、韓国のスポーツ用品メーカーのほとんどが零細業者であるため、技術開発が困難な状況である。

さらに、クリエイティブなアイデアで新製品を開発し海外進出で成功しても、現地の競争業者の模倣品によって特許を侵害されるケースが増えており、政府レベルでの対応・支援が急がれている。

今回の了解覚書(MOU)締結の背景には、スポーツ産業における技術の国際競争力を確保するためには両機関による緊密な協力と政策の連携が欠かせないという認識があった。

主な協力分野は、①スポーツ産業分野における知識財産権の創出・保護基盤の構築、②優れた特許技術の事業化支援、③知識財産に対する認識向上に向けた教育・PRなどだ。

「スポーツ産業分野における知識財産権の創出・保護基盤の構築」においては、文化体育観光部の研究開発(R&D)支援事業と特許庁のIP-R&D戦略支援事業を連携させることで研究開発の効率性向上を目指す。また、中小企業の優れた技術に対しては海外出願費用を支援し、海外進出企業の知識財産権を保護するために知識財産紛争の予防・対応方法などの情報を提供する計画だ。

「優れた特許技術の事業化支援」は、中小企業の優れた特許技術が資金不足のため死蔵されないよう、技術金融を通じた知識財産事業化を誘導し、優秀発明品の販路開拓に向け「優秀発明品優先購買推薦制度」と連携する方向で進められる予定だ。

「知識財産に関する教育・PR」は「スポーツ産業融合大学」に知識財産講座を開いて知識財産専門人材を養成し、関係機関のニュースレターなどを通じて関連情報を提供することで知識財産に対する理解と認識を深めてもらうことを目的とする。

一方、両機関は、業務協定締結に続き「知識財産によるスポーツ産業の発展対策」をテーマとする「スポーツ産業フォーラム」を共同開催し、スポーツ産業の未来について議論する予定だ。

今回の業務協定は、研究開発段階から事業化を目指している実用技術の開発を促し、特許創出をサポートするとともに、海外進出企業の知識財産権紛争への対応も後押しするという面で、情報技術との融合を通じて技術の多様化に取り組んでいる韓国スポーツ産業のグローバル競争力強化につながると期待される。

今後両機関は、持続的な協力を行うために定期協議体を立ち上げ、協力案に対する具体的な実行計画を策定・推進していく計画だ。

## 2-3 特許庁、青少年向け知識財産保護教育を実施

韓国特許庁(2015.6.5.)

特許庁と韓国知識財産保護協会は、今年5月から12月までの間、偽造品の購買予防及び正規品の使用実践を目指す「2015出張型青少年体験教室」を運営すると発表した。

同体験教室は、中学生・高校生を対象に偽造品購買の弊害や危険性などが直接体験できる機会を提供することを目的とするもので、2011年から現在まで4年間を続けている。

今年はソウル市教育庁と京畿道教育庁の支援を受け、首都圏に住む約2千人の中・高校生を対象に体験教室が開かれる。

「2015出張型青少年体験教室」は、専門講師が同体験教室への参加を申請した学校を訪問し、約2時間に渡って ▲知識財産保護の重要性 ▲偽造品被害事例 ▲正規品・偽造品の比較体験及び識別方法の案内 ▲正規品実践誓約書の作成などについて教育を行う予定だ。

特許庁のソウル産業財産保護政策課長は「今回の体験教育は未来の主な消費階層になる青少年を対象に、知識財産権保護の重要性を認識させるとともに合理的な思考に基づいた消費を促すことを目指している」と述べた。

## 2-4 特許庁、中小企業を対象に「知識財産経営診断事業」実施

韓国特許庁(2015.6.8.)

特許庁は、中堅・中小企業が自社の知識財産経営<sup>1</sup>の現状を把握し、正しい方向を設定することができるよう「知識財産経営深層診断」事業を実施すると述べた。

知識財産経営は、知識財産権分野の専門家2人が診断対象となる企業を訪問して5つの知識財産経営分野(インフラ・活動・管理・実績・成果)を集中点検する事業であり、不備のある部分や懸案について解決策を提示する他、中・長期の知識財産経営戦略も提供する。

同事業は、中堅・中小企業の知識財産経営戦略の策定及び力量向上を支援することを目的に、特許庁が今年上半期に初めて導入した事業であり、今年下半期には、約12社の知識財産経営の現状を診断する計画だ。前年度の売上額100億ウォン以上、知識財産権の保有件数10件以上である中堅・中小企業を優先的に支援する。診断にかかる費用は1社当たり約1,000万ウォン、当該企業の自己負担の割合は10%となる。

特許庁の関係者は「同事業を通じて中堅・中小企業の力量が、特許を単に保有するのではなく、戦略的に活用して収益を創出できるようなレベルにまで上がることを期待する」と述べた。

---

<sup>1</sup> 知識財産経営：知識財産権を企業の主な資産に位置付け、知財権の創出・活用・保護を通じて企業価値を高める経営活動のこと。知財権を確保することで企業競争力を強化させる積極的側面と、紛争を最小限に減らし企業活動に支障を来さないようにする消極的側面の両方を含める。

## 2-5 特許庁、医薬品産業における人材育成に向け大学薬学部と協力

韓国特許庁(2015.6.12.)

特許庁と韓国薬学教育協議会(以下薬教協)は6月11日、薬学大学の知識財産力量強化及び特許行政実務実習の支援を目的に、業務協定を締結した。

今回の業務協定は、医薬品産業の人材に知識財産権に対する意識を高めてもらうために知識財産に関するカリキュラムを薬学部教育一部に組み込むという長期的な目標と方向性について、特許庁と薬教協が確認し、協力を誓うという意味を持つ。

薬教協は全国 35 校の薬学部長からなる協議体であり、薬学教育制度・運営に関する研究や薬学大学入門資格試験 (PEET) の主管・施行、薬学部実務実習の支援などの役割を担っている。

今回締結された協定の主な内容としては、医薬分野に特化した基本知識財産教育プログラムの開発、充実した特許行政の実務実習カリキュラムの提供、知識財産・医薬品分野における関係機関との連携による現場中心教育の実現などがある。

これまで特許庁は、一部の薬学部の大学 (院) 生を対象に、知識財産権に関するオンライン講座を提供し一部の大学と連携して特許庁現場実習を行ってきた。しかし、このような断片的で一過性の支援では、医薬品許可-特許連携制度の施行や医薬品特許訴訟の頻発により特許の重要性が増している製薬分野において、これに対応できるような専門人材を育成することは難しいと判断し、改善策を講じてきた。

薬教協も、2015 年 2 月、6 年制課程薬学部からの初の卒業生約 1,600 人の輩出を受け、実務能力を備えた人材の育成を目指して導入された実務実習教育体系の早期安定化の必要性に迫られていた。

このような両機関のニーズから、持続的且つ体系的に、医薬分野に特化した知識財産教育課程の構築に共同で取り組むことに合意がなされ、今回の業務協定の締結につながったわけだ。

協定の締結以降、特許庁と薬教協は早期に実務委員会を立ち上げ、薬学部学生の知識財産への認識や教育ニーズを具体的に把握し、これに基づいて各レベルに合わせた教育プログラムの開発に取り掛かる計画だ。

特許庁のシン・ジンギョン特許審査 2 局長は「今回の協定を通じて、急変する医薬品産業環境に対応できる、総合的知識・専門性を備えた人材を育成する上で特許庁が貢献することができると思う。薬学部の学生が特許行政業務の魅力を感じより広い視野を持って社会進出できるようにサポートしたい」と述べた。

薬教協のイ・ボムジン理事長は「国の知識産業を総括する特許庁との業務協定により、6 年制課程薬学部の学生が知識財産権に関する専門的・体系的な実務実習教育を受けることで、未来のグローバル医薬品バイオ産業をリードし、価値創出を実現できる能力を身につけてほしい」と述べた。

## 模倣品関連及び知的財産権紛争

※今号はありません。

## デザイン（意匠）、商標動向

### 4-1 特許庁・関税庁、韓国ブランドの保護に向け海外税関と協力

韓国特許庁(2015.6.3)

特許庁と関税庁は、KOTRA と共同で東南アジア市場における韓国ブランドの(K-Brand) 保護に向け、6月3日タイのバンコックで税関など知識財産権取締りの関係機関の職員約100人\*を対象に韓国ブランド模倣品の識別に関するセミナーを開催する。

\* 税関50人、警察庁25人、特別捜査局20人、知識財産庁10人

セミナー開催の背景には、最近韓流ブームの影響で韓国ブランド模倣品の流通が中国だけでなくタイやベトナムなど東南アジア諸国にまで広がり、韓国企業への被害が拡大していることがある。

同セミナーを通じて韓国企業\*の正規品と模倣品との見分け方など、模倣品取締りに必要な情報を現地の取締り担当職員に直接提供することで、現地における自発的な取締りを期待できるようになった。

\* スキンフード、韓国ザイ化粧品、ロトリーなど5社

一方、特許庁と関税庁は今年4月、中国及び香港税関との間で知識財産権保護に向けた二国間実務会議を開き、韓国企業製品の模倣品の海外流通を遮断するための協力策について議論した。

政府関係者によると「韓国企業は、米国や日本など主要国の企業に比べ、中国及び香港税関に登録されている知識財産権の件数が少ないため、当該国家での模倣品取締りが難しくなっている」という。

こうしたことから特許庁と関税庁は、知識財産権の税関登録制度に対する韓国企業の理解を助けるために、中国やタイ、ベトナムなどの税関における知識財産権登録マニュアルを発行する計画である。

また、韓国企業ブランドの侵害情報を積極的に発信するため、韓国ブランド模倣品識別セミナーを今後も引き続き開くとともに、海外の税関職員を招待する研修も行う予定だ。

特許庁のクォン・オジョン産業財産権保護協力局長は「関税庁と共同で海外税関との緊密な協力関係を構築することで、韓国企業の海外展開を後押しする計画だ」とし、関税庁のソン・テゴン通関支援局長は「実務級協議に続き高官会合を開き、関税国境段階における知識財産権保護に向け、相互協力関係を一層強化していきたい」と述べた。

#### 4-2 「中韓 FTA 時代」中国の商標が押し寄せてくる

韓国特許庁(2015. 6. 11)

中韓 FTA 発効を前に、中国による韓国への商標出願が急増している。

\*中韓 FTA の今後の主要手続き：批准同意案の国会本会議成立→発効

特許庁によると、中国による韓国への商標出願は 2010 年の 1,246 件から 2014 年の 2,622 件へと、過去 5 年間で 2 倍以上増加した。

中国による韓国への商標出願には、▲韓国への直接出願と▲マドリッド協定議定書に基づく国際出願がある。このうちマドリッド国際出願は 2010 年の 672 件から 2014 年の 794 件に増加し、韓国に直接出願した件数は同期間 574 件から 1,823 件へと 3 倍以上も増えた。

\*マドリッド協定議定書に基づく国際出願：一つの国際出願書で「マドリッド協定及び議定書」に加盟している複数の国に商標出願をする制度。韓国は 2003 年 4 月 10 日「マドリッド議定書」に加盟。

背景には、2010 年以降、中韓 FTA 政府間交渉の本格化に伴って中韓間の貿易が拡大していることがあると分析される。

過去 5 年間の外国による韓国への商標出願をみると、米国が 31,823 件で全体の 27.3% を占めており、続いて日本 (17.2%)、中国 (9.3%)、ドイツ (7.6%)、フランス (5.5%) の順

となっている。

注目すべきなのは、日本による商標出願が 2012 年から減少し続けているのに対し、中国は増加を続けていることだ。2015 年 4 月末時点で、日本 1,015 件、中国 1,126 件となっており、数年間日本が守り続けてきた 2 位を中国に奪われたかたちとなった。

中国による商標出願を品目別にみると

- ▲[1 位] 電子機器・ゲーム著作物(ソフトウェア類) : 1,894 件
- ▲[2 位] 衣類や靴などファッション分野 1,663 件
- ▲[3 位] 化粧品類 : 874 件
- ▲[4 位] 卸売・小売 : 851 件

の順となっている。

中韓 FTA によってゲーム著作物(ソフトウェア類)の権利保護が強化されたことに加え、韓国ドラマや K-POP、E スポーツなど韓流ブームを追い風にファッション、美容、ゲームの中心地に浮上した韓国がマーケティング戦略のターゲットになったことが背景にあると思われる。

\*E スポーツ : オンラインゲームの大会やリーグ、又はプロゲーマー、ゲーム解説者などを含むエンターテインメント産業

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「韓国にとって最大輸出国且つ最大輸入国である中国による商標出願は今後増えると予想されるので、これに合わせて韓国企業も名品ブランド構築にさらに力を入れなければならない」と指摘した後「中国進出を計画している個人や企業は、中国で使うブランドについてまず韓国で商標出願をした後、これを基礎出願(第 1 国出願)にして 6 カ月以内にマドリッド国際出願をすれば、中国出願日について韓国出願時に出願したと同等の扱いを受けることができるので、中国国内で商標を先取りする上で有利になる」とつけ加えた。

## その他一般

### 5-1 マイクログリッドに関する特許出願が急増

韓国特許庁(2015. 6. 2.)

電力需要は毎年増加している一方で、環境破壊及び健康への悪影響などの理由で大型

発電所や高圧送電施設の建設が難航している。こうしたことから、再生可能エネルギーやエネルギー貯蔵装置などを利用して小規模地域別に電力を自給自足する「マイクログリッド (Microgrid)」技術が注目を集めている。

特許庁によると、「マイクログリッド」に関する特許出願は 2010 年の 39 件から、2014 年の 121 件へと、過去 5 年間年平均 32.7% の高い増加率となっている。風力・太陽光など再生可能エネルギー発電単価の持続的な下落に加え再生可能エネルギー設備の補助金などが追い風となり、マイクログリッド技術開発の環境が整ったため特許出願が増加したと分析されている。

マイクログリッドは、生産された電力を小規模地域で自給自足する独立型マイクログリッドと従来の電力系統に連携させる系統連携型マイクログリッドに分けられる。過去 5 年間の特許出願をみると、風力・太陽光のような間欠的エネルギー源であるにもかかわらず電圧・周波数を維持する技術など独立型は 117 件、分散電源の電力系統連結による電力品質の維持技術など系統連携型は 142 件、エネルギー貯蔵装置、発電機、インバーター・コンバーターのような電力用半導体など両方式に適用される共通技術は 137 件と、系統連携型における特許出願が最多であることが分かった。

しかし、2013～2014 年の特許出願件数をみると独立型が 71 件、共通技術が 81 件と、同期間 63 件に止まった系統連携型を上回っており、独立型及び共通技術の増加が目立っている。背景には、ここ数年間の原油価格の高止まりの影響により、ディーゼル発電へ急激に転じた離島地域において再生可能エネルギーの価格競争力が高まったことがあるとみられる。実際 2011 年以降、全羅南道や済州島の離島に風力・太陽光をエネルギー源とする独立型マイクログリッド実証団地を設置し、技術開発に乗り出す企業が増えている。

市場調査機関 SBI エネルギーによると、2014 年 80 億ドルだったマイクログリッド世界市場規模は、2020 年になると 150 億ドルにまで成長すると見込まれる。米国の場合は、すでに大停電が数回起きたほど老朽化した電力設備への備えとして、欧州と日本の場合は、それぞれ温室効果ガスの削減及び原子力依存度の軽減の一環として、マイクログリッド構築プロジェクトを進めている。

特許庁の関係者は「韓国のエネルギー貯蔵装置分野における競争力は世界的にも認められており、世界マイクログリッド市場を開拓する上で有利な立場にいる。韓国企業が海外市場に進出する際には、現地の電力網状況や立地条件を満たした技術ポートフォリオを備えることはもちろん、進出国における特許権取得にも力を入れなければならない」

と述べた。

5-2 素形材産業の溶接分野、特許の国際標準化で市場開拓

産業通商資源部(2015.6.2.)

- 韓国の中小企業が保有している環境に優しい鉛フリーはんだ(無鉛はんだ)の特許 4種が、韓国で初めて(世界 4 番目)国際標準\*に登録された。
- 産業通商資源部の国家技術標準院は、韓国の中小企業(ヒソン素材、中央金属など)が持っている環境に優しい鉛フリーはんだの特許 4 種を、韓国で初めて国際標準\*に登録した。
  - \*IS09453 (はんだ合金規格-化合物成分の組成と形状)
- 家電や自動車部品などをはんだ付けする際、有害物質である鉛(Pb)の使用を制限する環境規制が世界的に強化されており、鉛を含まない鉛フリーはんだ(無鉛はんだ)の使用が求められている。
  - EUによる自動車部品に対する鉛使用禁止規制が、スマートカーや電気自動車の開発で増加している電装品にまで拡大しており、関連市場は今後さらに拡大するとみられる。
    - \* EU 有害物質使用制限指針(RoHS) : 家電製品に鉛など 6 大有害物質の使用を禁止(2006 年 6 月施行)
    - \* EU 自動車廃車処理指針(ELV) : 自動車部品に鉛など 4 大有害物質の使用を禁止(2002 年 7 月)、鉛の場合は電装品に規制拡大(2016 年 1 月予定)
- 国家技術標準院は、中小企業が開発した鉛フリーはんだの関連特許を国際標準に提案(2011 年)するとともに性能に関する客観的な検証資料を提供する他、国際会議への参加を通じて特許素材の優秀性を訴えるなどして国際標準への登録を実現させた。
- 今回の国際標準登録により韓国は、米国、日本、ドイツに続き、鉛フリーはんだの標準特許を保有する第 4 番目の国となった。
- はんだ市場では国際標準で検証された素材が好まれるため、特許技術が国際標準に登録されることでその標準特許を保有している企業の売上也伸びると期待されて

いる。

\* 韓国のはんだ市場規模は、約 3 千億ウォン (2014 年) で、シェアは日本 (40~50%)、韓国 (30~40%)、ドイツ・中国 (10~30%)

- また、国際標準には特許とともに企業名が登録されるため、製品に対する信頼度が上がるだけでなく企業ブランドの認知度も向上し、輸出拡大の効果も期待できる。
- 自動車部品における鉛使用禁止規制が一般部品から電装品にまで広がる中で、韓国企業が今回標準特許を取得したことでグローバル技術規制への対応も容易になった。

国家技術標準院のイム・ホンジン機械素材建設標準課長は「韓国が素形材産業の一つである溶接分野で初めて標準特許を保有することができたことは、当該企業のブランド価値を向上させ、世界における韓国素材産業のステータスを高める上で大きな意味を持つ。現在国際標準化機構で議論中の 24 種の特許に対しても、国際標準に登録できるよう積極的に対応し、新たな標準特許も引き続き発掘して国際標準に反映させる計画だ」と述べた。

### 5-3 韓国の知財権保護順位、大幅上昇

韓国特許庁 (2015. 6. 8.)

国際経営開発 (IMD) が最近発表した 2015 年国家競争力評価結果によると、韓国の知識財産権保護順位は 2014 年の 41 位から 2015 年の 27 位へと、14 段階上昇した。

これまで IMD が発表した韓国の知識財産権保護順位は世界 30~40 位に止まっていたが、2015 年には前年に比べ大きく上昇し、過去最高の順位となった。

<韓国の知財権保護順位>

(出処：IMD)

2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	前年比
34	37	33	32	31	31	40	41	27	↑ 14

このようなランクアップは、知財権保護制度の改善や偽造品取締り及び知財権尊重文

化の発信のような政府の知財権保護努力に加え、知財権保護に関する国民の意識向上による結果だとみられる。

特許庁のクォン・オジョン産業財産協力局長は「今回の順位上昇に満足せず、世界 20 位以内の知財権保護大国を目指して、特許損害賠償制度の改善や偽造品取締りの拡大、韓国ブランドの保護など知財権保護政策を引き続き強化していきたい」と述べた。

#### 5-4 サムスン、中小・ベンチャー企業に特許 3 万 8 千件開放

デジタルタイムズ(2015. 6. 9.)

サムスン電子、サムスンディスプレイ、サムスン SDI、サムスン電機が地域のベンチャー生態系の活性化に向け、特許 3 万 8, 000 件を中小・ベンチャー企業と個人創業者に開放すると発表した。

大邱・慶北創造経済革新センターを通じて公開される今回の特許は、モバイル機器、ディスプレイ、通信、半導体、エネルギーなど約 10 分野・合計 3 万 8, 000 件にのぼる。このうち、3, 400 件は無償で提供される。

サムスンは、特許関連経験が豊かな社内の担当者を大邱・慶北創造経済革新センターに派遣し、開放された特許の中で中小企業が必要とする特許を選別する「マッチングサービス」を提供する。マッチングサービスは、大邱・慶北創造経済革新センターが支援する中小企業およそ 120 社を優先して実施し、次第に対象を拡大させていく計画だ。また、サムスン社内特許専門人材と外部特許専門家らが中小企業を対象に特許出願から活用までの諸般事項を助言する「特許メンタリング」も行われる。

大邱・慶北創造経済革新センターのキム・ソンイルセンター長は「今回のサムスンの特許公開は、単なる特許開放に留まらず、マッチングサービスを通じて知識財産権問題で困っている地域の中小・ベンチャー企業を実質的にサポートすることができると期待される」と述べた。

#### 5-5 雨水管理技術・海水淡水化技術に関する特許出願が急増

韓国特許庁(2015. 6. 9.)

最近、ソウル市廣津区にある A マンションでは雨水の 67%が利用されていることが伝

えられ、話題を呼んだ。現在、雨水の 26%だけが利用されている中、雨水をより多く貯蔵していつでも使えるようにする技術が注目を浴びている。

特許庁によると、深刻化する水不足解消の対策として、雨水管理技術と海水淡水化技術に関する特許出願が急増している。雨水管理技術の特許出願件数は 2005 年の 95 件から 2014 年の 186 件へと、約 2 倍近く増加した。この中で、雨水を貯める雨水貯蔵技術と除染物質を除去する雨水処理技術を組み合わせてきれいな生活用水に変える技術の特許出願は、2005 年の 9 件から 2014 年 49 件へと 5 倍以上の増加となり、大きな関心を集めている。

代表的な特許技術としては、降り始めの雨に除染物質が最も多く含まれているということに注目して、汚れた降り始めの雨水は流し、きれいな雨水だけを貯蔵する「無動力雨水貯蔵装置」や、まず樹木周辺の地中に雨水を通過させて除染物質を取り除いた後、きれいになった雨水を地中に浸透させる技術などがある。特に、「無動力雨水貯蔵装置」は特許庁から技術の優秀性を認められ、2014 年度特許技術賞を受賞した。

雨があまり降らない離島地域や上下水道施設がしっかり整備されていない地域などにおける食水・生活用水確保技術に対する関心も高い。それは、海水をきれいな水に変える海水淡水化技術である。

特許庁によると、海水淡水化技術に関する特許出願は 2005 年に 18 件に留まっていたが、2014 年には 91 件と約 5 倍増加した。技術別にみると、費用負担の大きい蒸発方式よりは、海水の塩を膜で漉す逆浸透法に関する特許の割合が 2010 年以降 75%にまで増えた。これは、経済性の高い逆浸透法設備の増加及び大型化によるものみられる。

特許庁の関係者は「韓国は国連によって水不足国に分類されており、毎年捨てられる雨水量が水資源全体の 42%に上るため、水資源の安定的供給を果たす上で雨水と海水を活用した水資源確保が欠かせない。そのためには、捨てられる雨水の量を減らし、低費用で海水をきれいな水に変える技術を開発することが求められる。このような技術開発は、水資源の確保だけでなく水資源市場の活性化にもつながり、韓国企業の海外進出にプラスになると思われる」と述べた。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

[http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW\\_GIj5ntM53\\_3CF1ZAAZ](http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAAZ)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム